

○砂糖生産振興事業の実施のために
独立行政法人農畜産業振興機構からの
補助金の交付により造成した
基金の管理に関する基準

[平成19年9月28日付]

[19農畜機第2499号]

改正 平成21年12月28日付21農畜機第3973号

国における「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の策定及び同基準による見直し等を踏まえ、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業（以下「砂糖生産振興事業」という。）の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）からの補助金の交付により造成した基金の管理に関し、機構が行う指導の基準を以下のとおり定め、各事業実施主体を本基準に適合するよう指導を行う。各事業実施主体は、各事業実施要綱の定めるほか、この基準により基金の管理を行うこととする。

1 本基準の対象

本基準は、砂糖生産振興事業の事業実施主体が機構から直接交付を受けた補助金を財源として保有している基金であって、2箇年度以上にわたり砂糖生産振興事業（以下「基金事業」という。）を実施していくためのものを対象とする。

2 定義

本基準における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 基金事業

基金により実施している補助・補てん事業及び調査等その他事業の各事業のことをいう。

(2) 取崩し型

基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態のことをいう。

3 基金の保有に関する見直しの時期

(1) 基金を保有している事業実施主体（以下「基金法人」という。）は、当該基金事業の事業開始年度（事業実施期間が延長された場合は、事業延長年度）から原則として3年度毎に、4及び5の基準に基づき、定期的な見直しを実施することとする。ただし、当該年度が事業実施期間の最終年度であるときは、この限りでない。

(2) 基金法人は、実施した見直しの概要及び次回見直しの時期について、

別紙様式により機構に報告するとともに、ホームページへ掲載するなど、適切な手段により公表することとする。

なお、機構は、当該報告を農林水産省に報告するとともに同様の公表を行うこととする。

4 基金の保有に関する基準

- (1) 基金事業の今後の見通し又はこれまでの実績から見て、基金の規模が過大となっていないか等の状況を客観的に把握するため、定期的な見直しの際に、基金法人は基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出することとする。
- (2) 基金の保有割合は、以下の例示を参考とし、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出することとする。

【例示】

- ① 利子補給事業（取崩し型）
直近年度末の基金額 ÷（事業が完了するまでに必要となる事業費及び管理費）
- ② 補助・補てん事業（取崩し型）
直近年度末の基金額 ÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費）
- (3) 一つの基金において、複数の基金事業を実施している場合は、基金額、基金の運用益額、管理費等を事業実績比率等により按分するなど、合理的な方法を用いて基金事業ごとに基金の保有割合を算出することとする。
- (4) 基金法人は、(2) 及び (3) の算出方法（算式）を予め機構と協議することができる。
- (5) 保有割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値について、3の(2)と同様に機構に報告し、公表することとする。なお、機構においても同様に公表を行うこととする。
- (6) 基金法人が行う基金の運用は、「砂糖生産振興事業実施要綱」（平成12年10月2日12農畜団第1469号）の別紙砂糖生産振興事業補助金交付要綱第6(1)によることとする。

5 使用見込みの低い基金に関する基準

- (1) 以下の基準に該当する基金（以下「使用見込みの低い基金」という。）を保有する基金法人は、定期的な見直しの際に、適切な規模への縮減又は廃止及びこれに伴う基金の財源となっている補助金等の機構への返納などについて検討し、基金の取扱方策を機構に報告することとする（ただし、以下の①に該当する基金については、事業を終了した時点で、直ちに機構への返納等の検討に着手することとする。）。

【基準】

- ① 事業を終了した基金（後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了した基金とすることとする。）

- ② 前回の見直し以降、事業実績がない基金又は直近3年以上事業実績がない基金
 - ③ 基金造成時の事業目的がなくなった又は変更になったと判断した基金
 - ④ 4の基準により算出した保有割合が「1」を大幅に上回っている基金（なお、前回の見直しにおいて保有割合の算出に用いた数値と実績とが著しく乖離している場合には、保有割合の見直しに当たって、当該実績又は当該実績を反映した堅実な事業見通しを用いて保有割合を算出することに特に留意する。）
 - ⑤ その他、使用見込みが低いと判断された基金
- (2) 機構は、(1)の報告を受け、当該報告を農林水産省に報告するとともに、各事業実施要綱の定めるところにより、計画の変更、基金の返還等を指導し、基金法人は、所要の手続きを行うこととする。
- (3) 基金法人は、(1)の検討の結果について、ホームページへ掲載するなど、適切な手段により公表することとし、機構も同様の公表を行うこととする。
- (4) 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討の結果、使用見込みのない基金として、基金法人が機構からの補助金等を機構に返納する場合、返納する額は、基金のうち機構補助金等相当額（運用により生じた果実を含む。）を上限とすることとする。
- (5) 後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了した年度以降、3年度毎に、基金法人において、支払財源等として必要のない額の機構への返納について検討し、その検討結果について機構に報告することとする。これを受けての機構の指導及び基金法人の取組等は、(2)に準ずることとする。

6 基金の基本的事項の公表

基金法人は、基金の名称、基金額、基金のうち機構の補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の事業実施期間、定期的な見直しの時期について、基金造成後速やかに公表することとする。

なお、既に設置されている基金については、初回の見直しにあわせて、これらの基本的事項を公表することとする。また、機構においても同様の公表を行うこととする。

7 その他

- (1) 機構は、上記の基準以外にも必要がある場合には、基金法人に対し指導を行うこととする。
- (2) 3の規定にかかわらず、基金法人は、現に保有している基金（基金事業の終了時期が19年度末であるものを除く。）について、原則として初回見直しを、平成19年度中に実施することとする。